

事務連絡  
平成25年6月3日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

(公社) 日本動物用医薬品協会

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める  
省令の一部を改正する省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省  
令の制定について (事務連絡)

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬  
事安全企画班長より事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡  
平成 25 年 5 月 30 日

都道府県畜産主務課  
動物薬事担当者 各位

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事安全企画班長

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない  
場合を定める省令の一部を改正する省令及び動物用医薬品及び医薬  
品の使用の規制に関する省令の制定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 83 条の 3 の規定  
に基づき、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない  
場合を定める省令（平成 15 年 6 月 30 日農林水産省令第 70 号。以下「適用除  
外省令」という。）の一部を改正する省令（平成 25 年 5 月 30 日農林水産省令  
第 43 号）及び法第 83 条の 4 及び第 83 条の 5 の規定に基づき動物用医薬品及  
び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年 5 月 30 日農林水産省令第 44  
号。以下「使用規制省令」という。）が本日付けで公布され、6 か月後に施行  
されることとなりましたのでお知らせします。

遺伝毒性や発がん性等の懸念から、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）  
により食品において検出されてはならないとされている物質は、食用動物用の  
医薬品として承認していません。今回の改正では、畜水産物の安全を一層確保  
する観点から、それらの成分を含有する未承認医薬品、愛玩動物・観賞魚用動  
物用医薬品及び人用医薬品の食用動物への使用を禁止することとしています。

具体的な改正の内容は、下記のとおりですが、これらの省令の施行に伴う留  
意事項及び経過措置等については、別途通知します。

## 記

### 1 改正の内容

#### (1) 適用除外省令（別添 1 参照）

未承認医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、獣医師に認め  
られている例外的な使用の対象から除外。

- |                |            |
|----------------|------------|
| ①カルバドックス       | ⑧ニトロフラントイン |
| ②クマホス          | ⑨フラゾリドン    |
| ③クロラムフェニコール    | ⑩フラルタドン    |
| ④クロルプロマジン      | ⑪マラカイトグリーン |
| ⑤ジエチルスチルベストロール | ⑫メトロニダゾール  |
| ⑥ジメトリダゾール      | ⑬ロニダゾール    |
| ⑦ニトロフラゾン       |            |

(2) 使用規制省令（別添2参照）

ア 動物用医薬品のうち、犬猫用及び観賞魚用として承認されている以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②ニトロフラゾン
- ③マラカイトグリーン

イ 人用医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②クロルプロマジン
- ③メトロニダゾール

2 施行期日

平成25年11月30日

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文  
 ○薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成十五年農林水産省令第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品(別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。)を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 カルバドックス</p> <p>二 クマホス</p> <p>三 クロラムフェニコール</p> <p>四 クロルプロマジン</p> <p>五 ジエチルスチルベストロール</p> <p>六 ジメトリダゾール</p> <p>七 ニトロフラン</p> <p>八 ニトロフラントイン</p> <p>九 フランリドン</p> <p>十 フラルタドン</p> <p>十一 マラカイトグリーン</p>	<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p>

十二 | メトロニダゾール  
十三 | ロニダゾール

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令  
(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号)新旧対照条文)

(傍線部分は変更部分)

改正後	現行
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という。)第八十三条の二第二項に規定する動物用医薬品をいう。</p> <p>2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品(動物用医薬品を除く。)をいう。</p> <p>3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。</p>	<p>動物用医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「医薬品」とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。</p> <p>(対象動物)</p> <p>第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法(以下「法」という。)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第三条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。</p>

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならないこと。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
- 七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に

三 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五條 獣医師は、法第八十三條の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(獣医師の使用の特例)

第四條 獣医師は、法第八十三條の四第二項ただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式の出荷制限期間指示書により指示してなければならない。この場合において、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(帳簿の記載)

第五條 使用者は、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品を使用した年月日
- 二 当該医薬品を使用した場所
- 三 当該使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 四 当該医薬品の名称
- 五 当該医薬品の用法及び用量
- 六 当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六條 法第八十三條の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の



医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による医薬品の使用に係る指示）

第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

（医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラムを有効成分と含有する錠剤（採査している） 錠剤の果敢 4 枚当たり			

別表第 1（第 3 条関係）

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラムを有効成分と含有する錠剤（採査している） 錠剤の果敢 4 枚当たり			

注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸漚して投与する動物用医薬品をいう。

2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。

3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

分とする懸垂剤 ものを除く。)	0.5g以下の量を果 箱内に懸垂すること。	略	分とする懸垂剤 いるものを除く。)	たり0.5g以下の量 を果箱内に懸垂すること。	略	ミロサインを有 豚	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>蜜蝋</u> の膏 食用に供する <u>蜂蜜</u> 及びそ の他の生産物を生産する 児箱1箱当たり75m g(力価)以下の量を 飼料に混じて250g としたものを経口投与 すること。
分とする懸垂剤	0.9g以下の量を果 箱内に懸垂すること。 蜜蝋の巢板4枚当たり 食用に供する <u>蜂蜜</u> 及びそ の他の生産物を生産し ている期間	略	分とする懸垂剤 いるものを除く。)	たり0.9g以下の量 を果箱内に懸垂するこ と。 蜜蝋の巢板4枚当 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物を生産 している期間	略	ミロサインを有 豚	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>蜜蝋</u> の膏 食用に供する <u>蜂蜜</u> 及びそ の他の生産物を生産する 児箱1箱当たり75m g(力価)以下の量を 飼料に混じて250g としたものを経口投与 すること。

注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸漚して投与する医薬品をいう。

2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。

3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

分とする懸垂剤 いるものを除く。)	たり0.5g以下の量 を果箱内に懸垂するこ と。	略	分とする懸垂剤 いるものを除く。)	たり0.5g以下の量 を果箱内に懸垂するこ と。 ミロサインを有 豚	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>みつばち</u> 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物の生産 する前14日間 5mg(力価)以下の 量を飼料に混じて25 0gとしたものを経口 投与すること。	ミロサインを有 豚	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>みつばち</u> 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物の生産 する前14日間 5mg(力価)以下の 量を飼料に混じて25 0gとしたものを経口 投与すること。
分とする懸垂剤	たり0.9g以下の量を果 箱内に懸垂すること。 みつばちの巢板4枚当 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物を生産 している期間	略	分とする懸垂剤 いるものを除く。)	たり0.9g以下の量 を果箱内に懸垂するこ と。 みつばち	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>みつばち</u> 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物の生産 する前14日間 5mg(力価)以下の 量を飼料に混じて25 0gとしたものを経口 投与すること。	ミロサインを有 豚	1日量として体重1kg 食用に供するために殺 す前7日間 g当たり4mg(力価) 以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 食用に供するために殺 す前5日間 g(力価)以下の量を 混じて経口投与するこ と。 7日量として <u>みつばち</u> 食用に供するはちみつ及 びその他の生産物の生産 する前14日間 5mg(力価)以下の 量を飼料に混じて25 0gとしたものを経口 投与すること。

的に投与する動物用医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・腔内投与剤」とは、子宮内若しくは腔内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

的に経口投与する医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 6 「子宮・腔内投与剤」とは、子宮内又は腔内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略

- 注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3（第2条から第4条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために 出荷する対象動

別表第2（第3条関係）

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
	略	略	略

- 注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内又は膈内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

(振込)

		物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
<u>ニトロフラゾン</u> を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
<u>マラカイトグリーン</u> を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第4 (第6条から第8条まで関係)

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
<u>クロラムフェニコール</u> を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産

(振込)

		する対象動物への 使用
<u>クロルプロマジン</u> を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
<u>メトロニダゾール</u> を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第1号(第3条及び第7条関係)

<u>出荷禁止指示書</u>	
年 月 日	
<u>指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名</u>	<u>獣医師の住所及び氏名</u> 印

(捺印)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指 示 年 月 日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	

4 参考事項

備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号（第5条関係）

出荷制限期間指示書 年 月 日
--------------------

別記様式（第4条関係）

出荷制限期間指示書 年 月 日
--------------------

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名 印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日 (時) まで

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所  
氏名 印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日 (時) まで

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき



を授与すべき時期を記載すること。

附則 (略)

時期を記載すること。

附則 (略)

〔省 令〕

- 薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令 (農林水産四三)
- 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 (同四四)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件 (総務二四〇)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同二四一)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件 (同二四二)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件 (同二四三)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同二四四)

- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件 (同二四五)
- 平成二十五年度的における学芸員の資格認定を実施する件 (文部科学八五)

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三六

三五

三三

三〇

一

三六

三六

三三

三六

○農林水産省令第四十三号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の三の規定に基づき、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令(平成十五年)の改正する省令

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成十五年)の改正する省令

農林水産省令第七十号)の一部を次のように改正する。  
第二号中「医薬品」の下に「別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。」

を加える。  
附則の次に次の別表を加える。

別表

- 一 カルバドックス
- 二 クマホス
- 三 クロラムフェニコール
- 四 クロルプロマジン
- 五 ジエチルスチルベストロール
- 六 ジメトリダゾール
- 七 ニトロフラゾン
- 八 ニトロフラントイン
- 九 フラソリドン
- 十 フラルタドン
- 十一 マラカイトグリーン
- 十二 メトロニダゾール
- 十三 ロニダゾール

附 則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○農林水産省令第四十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の四第一項及び第二項ただし書(同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む)並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

(定義) 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

- 第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という。)第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。
- 2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品(動物用医薬品を除く)をいう。
- 3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号に規定する対象動物をいう。

(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。
三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。
四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
二 当該動物用医薬品の用法及び用量
三 当該動物用医薬品を使用した年月日
四 当該動物用医薬品を使用した場所
五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合は、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合は、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間(当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。)を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。
(獣医師による医薬品の使用に係る指示)

(獣医師による医薬品の使用に係る指示)

第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

(医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
二 当該医薬品の用法及び用量
三 当該医薬品を使用した年月日
四 当該医薬品を使用した場所
五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

Table with 4 columns: 動物用医薬品, 動物用医薬品使用対象動物, 用法及び用量, 使用禁止期間. It lists specific drugs like Trisectin and their application details for various animals.

アミトラスを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂（採蜜しているものを除く。）	蜜蜂の巣板 4 枚当たり 0.5 g 以下の量を巣箱内に懸垂すること。	—
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後 5 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後 5 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 50mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 35 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間
安息香酸ジコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料 1 t 当たり 50 g（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 27 日間
安息香酸ジコザマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 2.5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後 6 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間

	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏	1 日量として体重 1 kg 当たり 40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 2 日間
	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 5 日間
アンピシリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後 6 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏	1 日量として体重 1 kg 当たり 40mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 2 日間
アンピシリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後 6 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 24mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏	1 日量として体重 1 kg 当たり 40mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 2 日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤を除く。）	牛	1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間又は食用に供するために搾乳する前 72 時間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤）	牛（生後 6 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 49 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間

アンピシリンナトリウムを有効成分とする注射剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり8mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間 食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンピシリンを有効成分とする子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
イソプロチオランを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100 $\mu$ g以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり200 $\mu$ g以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり200 $\mu$ g以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前40日間
	豚	1日量として体重1kg当たり300 $\mu$ g以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり500 $\mu$ g以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前37日間
エチプロストントロメタミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり5.0mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
	豚	1日量として1頭当たり1.7mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を頭部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
エプリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり500 $\mu$ g以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前20日間

エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
チオシアン酸エリスロマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水11当たり122mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛(生後6月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	馬(生後12月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限定。)	1日量として搾乳後に1分房1回当たり300mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水11当たり50mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
エンロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(生後3月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤(アルギニン含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。))を除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤(アルギニン含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。))	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

オキシクロザニドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量又は1頭当たり3.4g以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アルキルトリメテルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
	かれい目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間

うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの） かれい目魚類 ふぐ目魚類 くるまえばい	牛	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	豚	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり11mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤（2-ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間又は食用に供する卵の産卵前15日間



オキシテトラサイクリン又はその有効成分を射口のもの、分量、性能、効果等を同一と認めらるるもの。	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前62日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。ただし、体重が10kg以下の子豚にあっては、1日量として1頭当たり200mg(力価)以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
オキシソリン酸を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤を除く。)	牛(生後50日を超えものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前16日間
	にしん目魚類(海水中で養殖されているもの)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
	うなぎ目魚類(うなぎにあっては、食用に供するために水揚げする前25日間は飼育水の交換率が1日平均50%以上の条件におかれるもの)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
	こい目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前28日間
	あゆ	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
くるまえば	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間	

オキシソリン酸を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤)	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前16日間
オキシソリン酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシソリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後1月を超えものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシソリン酸を有効成分とする薬浴剤	うなぎ	水1t当たり5g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
	あゆ	水1t当たり10g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
オフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり100mg以下の量又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり4mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり180g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり90g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間

硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚(生後2月を超えるものを除く。)	1日量として1頭当たり160mg(力価)以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	牛(生後6月を超えるものを除く。)	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前33日間
カルバリルを有効成分とする外皮散布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として1頭当たり3g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏	1日量として1羽当たり0.12g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供する卵の産卵前1日間
カルバリルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛(搾乳牛を除く。)	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供する卵の産卵前1日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
キタサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり330g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり60g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸クレンプテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重1kg当たり0.8μg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間

塩酸クレンプテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前9日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として1頭当たり0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
d-クロプロステノールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	1日量として1頭当たり0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
	豚	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり220mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後1月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前18日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤	牛	1%以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—

硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛(生後3月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後3月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飲水1l当たり6.25mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後10日を超えるものを除く。)	1日量として1頭当たり5mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後6月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚(生後4月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり50g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり250mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤	豚(生後7日を超えるものを除く。)	1日量として1頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
塩化ジデシルジメチルアンモニウムを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水1l当たり16.7mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

硫酸ジヒドロストربتマイシンを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)(搾乳牛にあつては10mg(力価))以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前60日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前29日間
シフルトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1.5g以下の量を装着すること。	—
臭化プリフィニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ジョサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
シロマジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間

エンボン酸スピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500mg(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前11日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	馬	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
スルファメトキシピリダジンを有効成分とする強制経口投与剤	豚	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間

スルファメトキシピリダジンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり80mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモイルダブソンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
スルファモイルダブソンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じ、又は1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	にしん目魚類(海水中で養殖されているもの)	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。)	1日量として体重1kg当たり150mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	うなぎ目魚類(うなぎにあっては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの)	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
スルファモノメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	あゆ	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間

スルファモノメトキシナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり2,000mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする薬浴剤	にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。)	1%以下の食塩水1t当たり10kg以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルフイソゾールナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	ぶり	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
	にじます	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	こい	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
	あゆ	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間

セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤	牛 (泌乳しているものに限る。)	1日量として搾乳後に1分房1回当たり450mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	牛 (泌乳しているものを除く。)	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり250mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
セファゾリンナトリウム又はその水和物を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セファロニウムを有効成分とする乳房注入剤	牛 (泌乳しているものを除く。)	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり250mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
	豚	1日量として体重1kg当たり3mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	牛 (泌乳しているものに限る。)	搾乳後に1分房1回当たり250mg(力価)以下の量を1日2回以下注入すること。	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり110g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり550g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	牛 (生後3月を超えものを除く。)	1日量として1頭当たり2g(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚 (生後1月を超えものを除く。)	飲水1l当たり250mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間

タイロシンを有効成分とする注射剤	牛  豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。  1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前96時間  食用に供するためにと殺する前28日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛  豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。  1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前6日間又は食用に供するために搾乳する前48時間  食用に供するためにと殺する前25日間
フマル酸チアムリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり300g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
フマル酸チアムリンを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり60mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
チアムリンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
チアンフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)  鶏(産卵鶏を除く。)  すずき目魚類	飼料1t当たり200g以下の量を混じて経口投与すること。  飼料1t当たり500g以下の量を混じて経口投与すること。  1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間  食用に供するためにと殺する前14日間  食用に供するために水揚げする前15日間
チアンフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
チアンフェニコールを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)  豚(生後4月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。  1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間  食用に供するためにと殺する前10日間

リン酸チルミコシンを有効成分とする飼料添加剤	牛(生後3月を超えるものを除く。)  豚	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。  飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前47日間  食用に供するためにと殺する前15日間
チルミコシンを有効成分とする注射剤	牛(生後15月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前76日間
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
デコネートの有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり40g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
テルデカマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚  鶏	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。  飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間  食用に供するためにと殺する前2日間
塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚  鶏(産卵鶏を除く。)  すずき目魚類	飼料1t当たり200g(力価)以下の量又は1日量として体重1kg当たり12mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。  飼料1t当たり200g(力価)(ふ化後2週間以内の鶏にあっては100g(力価))以下の量又は1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。  1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間  食用に供するためにと殺する前10日間  食用に供するために水揚げする前20日間
塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり200mg(力価)以下の量又は1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
トピシリンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり100,000単位以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前4日間

トリクラベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
トリクロルホンを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり80mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	豚	1日量として1頭当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
トリクロルホンを有効成分とする薬浴剤	こい目魚類	水1t当たり0.3g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前5日間
	うなぎ目魚類	水1t当たり0.2g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前5日間
トリプロムサランを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前6日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前59日間
	豚（生後7日を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前57日間
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり200g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前16日間
ナフシリンナトリウムモノハイドレートを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり250mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり500mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
ナリジクス酸を有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前9日間
ニトロキシニルを有効成分とする注射剤	牛（生後18月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前110日間
ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤	かれい目魚類（体重50g以下のもの）	水1t当たり10g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前2日間

ノボビオシンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
ノルフロキサシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ノルフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸バルネムリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

ピチオノールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。） 馬	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間 食用に供するためにと殺する前15日間
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
フェバンテルを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり6mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり15g以下の量又は1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸フラジオマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として、体重1kg当たり20mg（力価）以下で、かつ、1頭当たり1,000mg（力価）を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚 鶏	飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり200g（力価）（産卵鶏にあっては70g（力価））以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間 食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸フラジオマイシンを有効成分とする飲水添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前16日間
ブラジクアンテルを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり150mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
フルニキシメグルミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	馬	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
フルバリネートを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を生産している期間

フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	飼料1t当たり30g以下の量を混じ、又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を鼻部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
	鶏	1日量として1羽当たり1mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
プロチゾラムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
プロベタンホスを有効成分とする外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。）	0.05%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
プロムフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間



フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料 1 t 当たり 40 g 以下の量又は 1 日量として体重 1 kg 当たり 2 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 3 日間
	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 10 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 5 日間
	にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの)	1 日量として体重 1 kg 当たり 10 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 14 日間
	うなぎ目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 10 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 7 日間
フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 2 mg 以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 3 日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 20 mg 以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 10 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 30 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 5 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 21 日間
ペルメトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各 1.5 g 以下の量を装着すること。	—
ベンジルペニシリンカリウムを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として体重 1 kg 当たり 5,000 単位以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 3 日間又は食用に供するために搾乳する前 48 時間
ベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする注射剤 (別表第 2 に掲げるものを除く。)	牛	1 日量として体重 1 kg 当たり 15,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間又は食用に供するために搾乳する前 96 時間
	馬	1 日量として体重 1 kg 当たり 5,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 50,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間

ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	体重 1 kg 当たり 40 mg (力価) 以下の量を 1 日 2 回飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 40 mg (力価) 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 15 日間
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飲水添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	体重 1 kg 当たり 40 mg (力価) 以下の量を 1 日 2 回飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として体重 1 kg 当たり 20 mg (力価) 以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間又は食用に供するために搾乳する前 48 時間
ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1 日量として体重 1 kg 当たり 25 mg (力価) 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 30 日間
マホブラジン	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 0.5 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 1 日間
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として体重 1 kg 当たり 2 mg 以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 4 日間又は食用に供するために搾乳する前 48 時間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 2 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 4 日間
ミロキサシンを有効成分とする飼料添加剤	うなぎ目魚類 (うなぎにあっては、体重 100 g 以下のもの及び食用に供するために水揚げする前 20 日間は飼育水の交換率が 1 日平均 40% 以上の条件におかれる体重 100 g を超えるもの)	1 日量として体重 1 kg 当たり 30 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 20 日間
ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 4 mg (力価) 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1 t 当たり 100 g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	蜜蜂	7 日量として蜜蜂の育児箱 1 箱当たり 75 mg (力価) 以下の量を飼料に混じて 250 g としたものを経口投与すること。	食用に供する蜜蜂及びその他の生産物を生産する前 14 日間

ミロサマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 飲水1l当たり100mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間 食用に供するためにと殺する前7日間
ミロサマイシンを有効成分とする注射剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
メシリナムを有効成分とする注射剤	牛 豚	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 食用に供するためにと殺する前2日間
メトロプラミドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
塩酸メトロプラミドを有効成分とする注射剤	牛 豚	体重1kg当たり0.4mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。 体重1kg当たり0.5mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前1日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 食用に供するためにと殺する前1日間
メロキシカムを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前18日間
メンブトン有有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
メンブトン有有効成分とする注射剤	牛 豚（生後2月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間又は食用に供するために搾乳する前72時間 食用に供するためにと殺する前6日間
モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり500µg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

酒石酸モランテルを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
酒石酸モランテルを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸リンコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。） すずき目魚類	飼料1t当たり110g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり44g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間 食用に供するためにと殺する前3日間 食用に供するために水揚げする前10日間
塩酸リンコマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間 食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸リンコマイシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸レバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前9日間
塩酸レバミゾールを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前9日間

塩酸レバミゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 7.5 mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
	豚	1 日量として体重 1 kg 当たり 5 mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
	鶏 (産卵鶏を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 30 mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 9 日間
レバミゾールを有効成分とする外皮塗布剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり 10 mg 以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前 18 日間

- 注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸漬して投与する動物用医薬品をいう。  
 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。  
 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。  
 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。  
 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第 2 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アンピシリンナトリウム及びクロキサシリンナトリウムを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1 日量として体重 1 kg 当たりアンピシリン 6 mg (力価) 以下及びクロキサシリン 6 mg (力価) 以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 3 日間又は食用に供するために搾乳する前 72 時間
アンプロリウム及びエトパベートを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1 t 当たりアンプロリウム 250 g 以下及びエトパベート 16 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間

イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤 (プロピレングリコールを含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。))を除く。)	馬	1 日量として体重 1 kg 当たりイベルメクチン 200 µg 以下及びブラジクアンテル 1.0 mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 27 日間
イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤 (プロピレングリコールを含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。))	馬	1 日量として体重 1 kg 当たりイベルメクチン 200 µg 以下及びブラジクアンテル 1.5 mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 35 日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚  鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1 t 当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン 230 g (力価) 以下及び硫酸フラジオマイシン 175 g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。  飼料 1 t 当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン 184 g (力価) 以下及び硫酸フラジオマイシン 140 g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間  食用に供するためにと殺する前 5 日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	牛 (生後 6 月を超えるものを除く。)  豚 (生後 4 月を超えるものを除く。)	1 日量として体重 1 kg 当たり塩酸オキシテトラサイクリン 15 mg (力価) 以下及び硫酸フラジオマイシン 10.5 mg (力価) 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。  飼料 1 t 当たり塩酸オキシテトラサイクリン 250 g (力価) 以下及び硫酸フラジオマイシン 175 g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間  食用に供するためにと殺する前 10 日間

塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン11mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン7.7mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン5.5mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン3.85mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり塩酸オキシテトラサイクリン220mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン154mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たり硫酸カナマイシン180g（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン60,000,000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり硫酸カナマイシン270g（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン90,000,000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり硫酸カナマイシン300mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン300,000単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前50日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
グリカルピラミド及びスルファジメトキシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりグリカルピラミド60g以下及びスルファジメトキシン1kg以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
グリカルピラミド及びジニトルミドを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりグリカルピラミド60g以下及びジニトルミド125g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり塩酸クロルテトラサイクリン200g（力価）以下及びスルファジミジン200g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
ジアベリジン及びスルファキノキサリンを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たりジアベリジン19.2mg以下及びスルファキノキサリン76.8mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン12.5mg（力価）（搾乳牛にあっては10mg（力価））以下及びベンジルペニシリンプロカイン10,000単位（搾乳牛にあっては8,000単位）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	馬	1日量として体重1kg当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン12.5mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン10,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
	豚	1日量として体重1kg当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン25mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン20,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン400mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン400,000単位以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン300mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン300,000単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前11日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン1g（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン1,000,000単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前50日間

硫酸ストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚  鶏（産卵鶏を除く。）	飼料 1 t 当たり硫酸ストレプトマイシン 180 g (力価) 以下及びベンジルペニシリンプロカイン 60,000,000 単位以下の量を混じて経口投与すること。 飼料 1 t 当たり硫酸ストレプトマイシン 270 g (力価) 以下及びベンジルペニシリンプロカイン 90,000,000 単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間  食用に供するためにと殺する前 12 日間
スルファクロルピリダジン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファクロルピリダジン 20 mg 以下及びトリメトプリム 4 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）  鶏（産卵鶏を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファジメトキシシン 36 mg 以下及びトリメトプリム 4 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料 1 t 当たりスルファジメトキシシン 504 g 以下及びトリメトプリム 56 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 12 日間  食用に供するためにと殺する前 5 日間
スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水 1 l 当たりスルファジメトキシシン 270 mg 以下及びトリメトプリム 30 mg 以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 12 日間
スルファジメトキシシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚  鶏（産卵鶏を除く。）	飼料 1 t 当たりスルファジメトキシシン 500 g 以下及びピリメタミン 50 g 以下の量を混じて経口投与すること。 飼料 1 t 当たりスルファジメトキシシン 10 g 以下及びピリメタミン 1 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間  食用に供するためにと殺する前 7 日間
スルファジメトキシシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファジメトキシシン 20 mg 以下及びピリメタミン 2 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間
スルファドキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファドキシシン 40 mg 以下及びトリメトプリム 8 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間

スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）  鶏（産卵鶏を除く。）	飼料 1 t 当たりスルファメトキサゾール 333.33 g 以下及びトリメトプリム 66.67 g 以下の量を混じて経口投与すること。 飼料 1 t 当たりスルファメトキサゾール 333.33 g 以下及びトリメトプリム 66.67 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間  食用に供するためにと殺する前 5 日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファメトキサゾール 20.825 mg 以下及びトリメトプリム 4.175 mg 以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚  鶏（産卵鶏を除く。）  うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重 100 g 以下のもの及び食用に供するために水揚げする前 37 日間は飼育水の交換率が 1 日平均 40% 以上の条件におかれる体重 100 g を超えるもの） あゆ	飼料 1 t 当たりスルファモノメトキシシン 180 g 以下及びオルメトプリム 60 g 以下の量を混じて経口投与すること。 飼料 1 t 当たりスルファモノメトキシシン 300 g 以下及びオルメトプリム 100 g 以下の量を混じて経口投与すること。 1 日量として体重 1 kg 当たりスルファモノメトキシシン 15 mg 以下及びオルメトプリム 5 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1 日量として体重 1 kg 当たりスルファモノメトキシシン 15 mg 以下及びオルメトプリム 5 mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間  食用に供するためにと殺する前 5 日間  食用に供するために水揚げする前 37 日間  食用に供するために水揚げする前 15 日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚  鶏（産卵鶏を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たりスルファモノメトキシシン 15 mg 以下及びオルメトプリム 5 mg 以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 飲水 1 l 当たりスルファモノメトキシシン 225 mg 以下及びオルメトプリム 75 mg 以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間  食用に供するためにと殺する前 5 日間

スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファモノメトキシシン5g以下及びピリメタミン1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
リン酸タイロシン及びスルファジミジン	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たりリン酸タイロシン100g（力価）以下及びスルファジミジン100g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
ベンジルペニシリンプロカイン及びベンジルペニシリンベネタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛  豚	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン7,500単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン7,500単位以下の量を筋肉内に注射すること。  1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン15,000単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間又は食用に供するために搾乳する前132時間  食用に供するためにと殺する前14日間

- 注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。  
 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。  
 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。  
 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。  
 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 6 「子宮・腔内投与剤」とは、子宮内若しくは腔内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。  
 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。  
 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3（第2条から第4条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

ニトロフラゾン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
マラカイトグリーン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第4（第6条から第8条まで関係）

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロマジン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾール	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第1号（第3条及び第7条関係）

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名 \_\_\_\_\_

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	
~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~

4 参考事項

備考

- 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第 5 条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日(時) まで
4 参考事項		

備考

1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。

2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令(以下「旧省令」といふ。)第一条の規定する医薬品(次条において「医薬品」といふ。)の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」といふ。)により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百七十一条第七号及び第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある物質の 食用動物への使用制限の強化

- 薬事法により、食用動物に医薬品が残留することによる人の健康への影響を防ぐため、対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物)への医薬品の使用を規制。
- 食品衛生法に基づき食品中に検出されてはならないとされている物質※は食用動物用の医薬品として承認していない。

※ 化学物質の持つ発がん性等の毒性により、食品衛生法において、残留基準を定めることができず、食品中に「不検出」とされているもの

1. <u>カルバドックス</u>	5. <u>ジエチルスチルベストロール</u>	9. <u>フラゾリドン</u>
2. <u>クマホス</u>	6. <u>ジメトリダゾール</u>	10. <u>フラルタドン</u>
3. <u>クロラムフェニコール</u>	7. <u>ニトロフラゾン</u>	11. <u>マラカイトグリーン</u>
4. <u>クロルプロマジン</u>	8. <u>ニトロフラントイン</u>	12. <u>メロニダゾール</u>
		13. <u>ロニダゾール</u>

- 畜産物の安全を一層確保する観点から、以下のとおり、薬事法の省令を改正。

### ○ 未承認医薬品の対象動物への使用禁止(薬事法第83条の3)

現行制度

【原則】

対象動物へ使用禁止

【例外】

獣医師が診療により疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合等は特例として対象動物へ使用可能

新制度

【原則】

対象動物へ使用禁止

【例外からの除外】

獣医師が診療により疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合も、上記の13成分を有効成分とするものは対象動物への使用を禁止

### ○ 動物用医薬品(薬事法第83条の4)及び人用医薬品(薬事法第83条の5)の対象動物への使用規制

現行制度

【原則】

対象動物に使用することにより人の健康を損なうおそれのある畜産物が生産されるおそれのある動物用医薬品を使用する場合は、その使用基準のとおり使用しなければならない

【獣医師による特例使用】

獣医師が診療により対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合

- ① 使用基準によらない使用が可能
- ② 所有者等に対し、出荷制限期間を出荷制限指示書により指示しなければならない

新制度

【使用禁止基準の設定】

- 愛玩動物用・観賞魚用等動物用医薬品(クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、ニトロフラゾン)を有効成分とするもの及び人用医薬品(クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メロニダゾール)を有効成分とするものを食用に供するために出荷する対象動物及び乳、鶏卵等を生産する対象動物に使用することを禁止

- なお、獣医師が対象動物に使用した場合には、所有者等に対し、その動物を食用に供するために出荷してはならない旨を出荷禁止指示書により指示しなければならない